



監査結果報告書

宝 監 第 1 9 6 号

令和6年(2024年)2月20日

宝塚市長 山 崎 晴 恵 様

宝塚市監査委員 和 田 和 久

同 小 川 克 弘

同 村 松 あんな

令和5年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

社会福祉法人聖隷福祉事業団

社会福祉法人晋栄福祉会

社会福祉法人あひる福祉会

社会福祉法人ソフィア福祉会

株式会社タスク・フォース ミテラ

地方自治法第199条第7項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

社会福祉法人聖隷福祉事業団
 社会福祉法人晋栄福祉会
 社会福祉法人あひる福祉会
 社会福祉法人ソフィア福祉会
 株式会社タスク・フォース ミテラ

第1 監査の種類

財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

1 主に令和4年度における下記団体に対する市の財政的援助及び公の施設の管理運営に係る出納その他の事務の執行

(1) 社会福祉法人聖隷福祉事業団（以下「聖隷福祉事業団」という。）

ア 逆瀬川あゆみ保育園

・私立保育所運営費助成金	27,234,500円
・保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金	1,705,020円
・物価高騰等対策保育施設継続支援金	50,000円
・保育施設等への一時支援金	162,000円

イ 御殿山あゆみ保育園

・私立保育所運営費助成金	39,715,100円
・保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金	2,267,760円
・物価高騰等対策保育施設継続支援金	300,000円
・保育施設等への一時支援金	450,000円
・建設資金借入金償還金補助金	1,998,480円

ウ 野上あゆみ保育園

・私立保育所運営費助成金	24,585,200円
・保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金	1,899,600円
・物価高騰等対策保育施設継続支援金	150,000円
・保育施設等への一時支援金	342,000円
・建設資金借入金償還金補助金	940,229円

エ 御殿山児童館

・児童館運営費補助金	16,020,000円
・建設資金借入金償還金補助金	1,894,310円
・物価高騰等対策指定管理者等継続支援金	421,000円

オ 野上児童館

・児童館運営費補助金	16,020,000円
・建設資金借入金償還金補助金	1,835,160円
・物価高騰等対策指定管理者等継続支援金	150,000円
カ のがみっこくらぶ	
・放課後児童健全育成事業費補助金	5,897,691円
・物価高騰等対策放課後児童クラブ継続支援金	20,000円
キ にじっこくらぶ	
・放課後児童健全育成事業費補助金	7,013,164円
・物価高騰等対策放課後児童クラブ継続支援金	20,000円
(2) 社会福祉法人晋栄福社会（以下「晋栄福社会」という。）	
ア 川面ちどり保育園	
・私立保育所運営費助成金	36,609,300円
・保育士・幼稚園教諭等处遇改善臨時特例事業助成金	2,074,620円
・保育所等におけるICT化推進事業費補助金	750,000円
・物価高騰等対策保育施設継続支援金	300,000円
・保育施設等への一時支援金	450,000円
イ 川面ちどり放課後児童クラブ	
・放課後児童健全育成事業費補助金	11,260,980円
・物価高騰等対策放課後児童クラブ継続支援金	20,000円
・放課後児童クラブへの一時支援金	90,000円
ウ 川面ちどり保育園放課後児童クラブ	
・放課後児童健全育成事業費補助金	8,255,960円
・物価高騰等対策放課後児童クラブ継続支援金	20,000円
・放課後児童クラブへの一時支援金	126,000円
エ 御殿山ちどり放課後児童クラブ	
・放課後児童健全育成事業費補助金	7,333,380円
・物価高騰等対策放課後児童クラブ継続支援金	20,000円
・放課後児童クラブへの一時支援金	162,000円
オ 宝塚市立養護老人ホーム福寿荘	
・物価高騰等対策指定管理者継続支援金	1,453,000円
・指定管理料	1,500,000円
(3) 社会福祉法人あひる福社会（以下「あひる福社会」という。）	
ア あひる保育園	
・私立保育所運営費助成金	38,033,000円

・保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金	2,851,800円
・物価高騰等対策保育施設継続支援金	200,000円
・保育施設等への一時支援金	450,000円
イ 山本南保育園	
・私立保育所運営費助成金	30,377,800円
・保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金	1,851,480円
・物価高騰等対策保育施設継続支援金	150,000円
・保育施設等への一時支援金	342,000円
(4) 社会福祉法人ソフィア福祉会（以下「ソフィア福祉会」という。）	
ア バラホーム保育所	
・私立保育所運営費助成金	36,034,500円
・保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金	2,127,480円
・物価高騰等対策保育施設継続支援金	300,000円
・保育施設等への一時支援金	450,000円
(5) 株式会社タスク・フォース ミテラ（以下「タスク・フォース ミテラ」という。）	
ア 都市型保育園ポポラー宝塚あくら園	
・指定保育所助成金	22,920,000円
・物価高騰等対策保育施設継続支援金	50,000円
・保育施設等への一時支援金	126,000円
イ 都市型保育園ポポラー宝塚山本園	
・指定保育所助成金	14,434,200円
・物価高騰等対策保育施設継続支援金	50,000円
・保育施設等への一時支援金	126,000円

第3 監査の期間

事務局監査 令和5年11月15日から令和6年1月30日まで

第4 監査の概要

宝塚市監査基準に基づき、交付した補助金等が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているかどうか、また、晋栄福祉会における公の施設の指定管理について、施設の管理運営業務が目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか、それらに係る会計事務処理は適正かどうか等に主眼を置き、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、関係諸帳簿等と照合して調査するとともに、必要に応じて関係部課の責任者から説明を聴取して監査を行いました。

第5 監査の結果

財政的援助及び公の施設の管理運営に係る出納その他の事務について、おおむね適正に執行されていました。

第6 指摘・意見

指摘・意見すべき事項はありません。

第7 指定管理の概要

1 晋栄福社会

(1) 指定管理期間及び指定管理料

ア 指定管理期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日まで

イ 指定管理料 令和4年度 1,500,000円

(2) 指定管理施設の概要

ア 名称 宝塚市立養護老人ホーム福寿荘

イ 所在地 宝塚市安倉西3丁目1番5号

ウ 構造 鉄筋コンクリート造2階建

エ 延床面積 1,343㎡

オ 定員 50人

第8 各団体の概要

1 聖隷福祉事業団

(1) 目的及び事業

キリスト教精神に基づき、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行っています。

ア 第一種社会福祉事業

イ 第二種社会福祉事業

(2) 市との関係

ア 市出資額

該当なし

イ 役員の兼務等

該当なし

2 晋栄福社会

(1) 目的及び事業

ア 多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、または自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行っています。

(ア) 第一種社会福祉事業

(イ) 第二種社会福祉事業

イ 社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行っています。

(ア) 訪問看護ステーションの経営

(イ) 外出支援サービス事業の経営

(ウ) 居宅介護支援事業の経営

(エ) 診療所の経営

(オ) 地域包括支援センターの経営

(カ) 介護予防支援事業の経営

(キ) 介護等に関する研修事業の経営

(ク) 福祉有償運送事業の経営

(2) 市との関係

ア 市出資額

該当なし

イ 役員の兼務等

該当なし

3 あひる福社会

(1) 目的及び事業

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成

されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行っています。

ア 第二種社会福祉事業

(2) 市との関係

ア 市出資額

該当なし

イ 役員の兼務等

該当なし

4 ソフィア福祉会

(1) 目的及び事業

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行っています。

ア 第二種社会福祉事業

(2) 市との関係

ア 市出資額

該当なし

イ 役員の兼務等

該当なし

5 タスク・フォース ミテラ

(1) 目的

以下に掲げる事業を営むことを目的としています。

ア 保育サービス事業

イ 幼児教育事業

ウ 託児所・保育園の開設・運営のコンサルティング事業

エ 託児所の経営

オ 認可保育所の運営

カ 前各号に附帯する一切の業務

(2) 事業

ア 直接認可保育園事業

イ 企業・事業所内保育所の受託事業

(3) 市との関係

ア 市出資額

該当なし

イ 役員の兼務等

該当なし

第9 補助金等の概要

1 私立保育所運営費助成金

社会福祉法人が児童福祉法第35条第4項の規定に基づいて設置する保育所の運営に係る経費を助成するもの。

(注) 助成金の対象となる事業は、保育運営事業、職員基準配置事業、延長保育事業、特別支援保育事業、一時預かり事業、保育所地域活動事業、地域子育て支援拠点事業、保育所施設等借り上げ事業、保育士宿舎借上げ支援事業です。

2 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業助成金

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育所・幼稚園等における保育士・幼稚園教諭等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げた分を保育施設等に助成するもの。

3 保育所等におけるICT化推進事業費補助金

宝塚市内の民間保育所および地域型保育事業を行う事業所においてICT化を推進することにより、保育士等の業務負担の軽減を図り、保育士等が働きやすい環境を整備することを目的に補助するもの。

4 物価高騰等対策保育施設継続支援金

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業者の負担の軽減措置として臨時的に支援するもの。

5 保育施設等への一時支援金

物価高騰等の影響を受けている保育施設等に対して光熱費や食糧費等の価格上昇分の一部を支援することで保育施設等の継続的・安定的なサービス提供を図ることを目的として実施する保育施設等への一時支援金。

6 児童館運営費補助金

社会福祉法人が児童福祉法第40条に規定にする児童厚生施設である児童館の運営

に係る経費を補助するもの。

7 物価高騰等対策指定管理者等継続支援金

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた指定管理者及び私立児童館の運営法人の負担軽減措置として臨時的に支援するもの。

8 放課後児童健全育成事業費補助金

民間による放課後児童健全育成事業実施要綱に規定する放課後児童健全育成事業を行う者に対し、これに要する経費の一部を補助するもの。

9 物価高騰等対策放課後児童クラブ継続支援金

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業者の負担軽減措置として臨時的に支援するもの。

10 放課後児童クラブへの一時支援金

物価高騰等の影響を受けている放課後児童クラブに対して光熱費や食糧費等の価格上昇分の一部を支援することで放課後児童クラブの継続的・安定的なサービス提供を図ることを目的として実施する放課後児童クラブへの一時支援金。

11 指定保育所助成金

保育に欠ける児童の保護育成のため、市内にある認可外保育所で市が定める一定の基準を満たしている保育所を宝塚市指定保育所として指定し助成するもの。

12 物価高騰等対策指定管理者継続支援金

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた指定管理者の負担軽減措置として臨時的に支援するもの。